

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 585

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例による方法書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】 591

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道施設部施設課】 592

◇ 訂 正

- 第2994号の訂正【市選挙管理委員会事務局選挙課】 593

北九州市告示第64号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問い合わせ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2台	平成25年 2月21日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	19台	平成25年 2月15日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	72台	平成25年 2月25日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成25年 2月19日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	平成25年 2月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	平成25年 2月4日	
	3台	平成25年 2月7日	
	3台	平成25年 2月12日	
	4台	平成25年 2月14日	
	14台	平成25年 2月15日	
	16台	平成25年 2月19日	
	15台	平成25年 2月20日	
	14台	平成25年	

		2月21日	
	2台	平成25年 2月25日	
	2台	平成25年 2月26日	
	4台	平成25年 2月27日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	35台	平成25年 2月12日	北九州市小倉南区八重洲1 6番 八重洲自転車保管所
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	3台	平成25年 2月22日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	1台	平成25年 2月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成25年 2月5日	
	1台	平成25年 2月12日	
	1台	平成25年 2月14日	
	1台	平成25年 2月15日	

J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	平成 2 5 年 2 月 5 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
上記以外の若松区放置 禁止区域外	3 台	平成 2 5 年 2 月 4 日	
	2 台	平成 2 5 年 2 月 8 日	
	2 台	平成 2 5 年 2 月 1 3 日	
	3 台	平成 2 5 年 2 月 1 8 日	
	1 台	平成 2 5 年 2 月 2 7 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	平成 2 4 年 2 月 2 1 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 2 5 年 2 月 7 日	
	1 台	平成 2 5 年 2 月 1 4 日	
	1 台	平成 2 5 年 2 月 2 1 日	
	2 台	平成 2 5 年 2 月 2 6 日	
J R 黒崎駅周辺地区自	1 1 台	平成 2 5 年	

転車放置禁止区域		2月14日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	33台	平成25年 2月20日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成25年 2月7日	
上記以外の八幡西区自転車放置禁止区域外	14台	平成25年 2月6日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	15台	平成25年 2月12日	
	8台	平成25年 2月26日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	平成25年 2月26日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	16台	平成25年 2月18日	
上記以外の戸畑区自転車放置禁止区域外	4台	平成25年 2月5日	
	3台	平成25年 2月6日	
	2台	平成25年 2月8日	
	3台	平成25年 2月19日	

	2台	平成25年 2月28日	
--	----	----------------	--

北九州市公告第187号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第8条第1項の規定により方法書の提出があったので、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成25年3月25日

北九州市長 北橋健治

1 事業者の氏名及び住所

北九州市

代表者 北九州市長 北橋健治

北九州市小倉北区城内1番1号

2 対象事業の名称

響灘東地区処分場整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成25年3月25日から同年4月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市上下水道局公告第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月25日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市下水汚泥燃料化事業 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道施設部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年2月28日
- 4 落札者の名称及び住所
新日鉄住金エンジニアリング株式会社
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 落札金額
43億3,481万300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成24年11月5日
- 8 落札方法
総合評価による
- 9 評価値
3.498

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成25年	第2994号	445	上段の表	能美はるみ	能見はるみ
平成25年	第2994号	449	下段の表	平成25年 1月3日から平成25 年2月6日 まで	平成25年 1月13日 から平成2 5年2月8 日まで
平成25年	第2994号	453	下段の表	本村 真	木村 真
平成25年	第2994号	457	下段の表	社会福祉法 人理事長	社会法人理 事長
平成25年	第2994号	464	下段の表	乙葉 照子	乙葉 昭子